

(参考) 三つ折りについて

一つ折り後の状態 (表面)

(相続人用)

後期高齢者医療保険料還付金請求について

お亡くなりになった被保険者が納められた保険料のうち、納め過ぎとなった金額をお返しします。

この封筒には、『過誤納金の還付、充当及び返戻通知書』、『過誤納金還付請求書兼領収書』(一番上に「還付命令書」又は「支出命令書」と記載されています。)、『相続人代表者指定(変更)届出書』(すでに提出済みの場合は同封していません。)、『口座振込依頼書』、『返信用封筒』を同封しています。

還付を請求する権利

被保険者がお亡くなりになっているため、還付金を請求する権利は、法律に基づき相続人に対して生じることとなります。

そのため、本来であれば、すべての相続人にそれぞれの相続割合をもって還付金を請求していただく必要がありますが、手続の簡素化を図るため、相続人のうちお一人に代表して還付金の請求手続を行っていただくこととしております。同封の『相続人代表者指定(変更)届出書』と続柄のわかる書類(同届出書裏面「添付資料について」参照)を提出していただく必要がありますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます(戸籍等の証明書類は、続柄のわかるページのみでなく、発行されたすべてのページが必要です)。

還付金のお受け取りは

『過誤納金還付請求書兼領収書』の請求欄に請求人(相続人代表者)の住所、氏名を記入し、『相続人代表者指定(変更)届出書』及び『口座振込依頼書』と一緒に『返信用封筒』でご返送ください。当分室における手続が完了した後に、納め過ぎとなった保険料をお返しします。

還付の手続を円滑に進めるため、できるだけ早く当分室まで返送してください(ただし、直接ご持参いただいても、即日のお支払いはできません)。

一つ折り後の状態（裏面）

（相続人用）

還付を受ける権利の時効

還付を受ける権利は、原則として「過誤納金の還付、充当及び返戻通知書」が届いたときの翌日から起算して**2年を経過すると時効により消滅**します（還付を受けられなくなります。）ので、ご注意ください。

還付命令書		（又は 支出命令書）	
(略)			
過誤納金還付請求書兼領収書			
金 額	千	百	十
円	千	百	十
			年 月 日 決定
			円のうち
(略)			
上記の金額を請求します。			日付記入不要
京都府京都市南区千代通御池1-2			年 月 日

〈提出用紙の記入例〉
 （過誤納金還付請求書兼領収書）
 口座振込依頼書

（裏面に続きます）

後期-42 (P49)
06.01

い合わせください。

預（貯）金口座をお持ちでない場合は、京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課収納事務分室へお問

約1箇月後に通帳記入等で確認していただきますようお願いいたします。

- 指定された口座への振込みが完了した旨の通知はいたしませんので、振込みの確認は、
- ゆうちょ銀行を希望される場合は、**通帳記号・通帳番号**をご記入願います。
- 預（貯）金口座は、**本人名義のもの**に限ります。

請求者本人名義の口座に直接振り込みます。

『口座振込依頼書』の記入について

預（貯）金口座への振込みとなります。

三つ折り後（表面）

（相続人用）

後期高齢者医療保険料還付金請求について

お亡くなりになった被保険者が納められた保険料のうち、納め過ぎとなった金額をお返しします。

この封筒には、『過誤納金の還付、充当及び返戻通知書』、『過誤納金還付請求書兼領収書』（一番上に「還付命令書」又は「支出命令書」と記載されています。）、『相続人代表者指定（変更）届出書』（すでに提出済みの場合は同封していません。）、『口座振込依頼書』、『返信用封筒』を同封しています。

還付を請求する権利

三つ折り後 (裏面)

還付金のお受け取りは

被保険者がお亡くなりになっているため、還付金を請求する権利は、法律に基づき相続人に対して生
じることとなります。

そのため、本来であれば、すべての相続人にそれぞれの相続割合をもって還付金を請求していただく
必要がありますが、手続の簡素化を図るため、相続人のうちお一人に代表して還付金の請求手続を行っ
ていただくこととしております。同封の『相続人代表者指定 (変更) 届出書』と続柄のわかる書類 (同
届出書裏面「添付資料について」参照) を提出していただく必要がありますので、ご理解のほど、よろ
しくお願いします (戸籍等の証明書類は、続柄のわかるページのみでなく、発行されたすべてのページ
が必要です)。

【過誤納金還付請求書兼領収書】の請求欄に請求人 (相続人代表者) の住所、氏名を記入し、『相続人
代表者指定 (変更) 届出書』及び『口座振込依頼書』と一緒に『返信用封筒』でご返送ください。当
分室における手続が完了した後に、納め過ぎとなった保険料をお返します。

還付の手続を円滑に進めるため、できるだけ早く当分室まで返送してください (ただし、
直接ご持参いただいた日も、即日のお支払いはできません)。